

ることゝなつた。

農業協同組合、小売業者  
信用農業協同組合連合会、銀行  
農林中央金庫

日歩二銭五厘  
日歩二銭二厘  
日歩二銭

【昭和二十七年十二月二十五日】

## 昭和二十八年分

一月

「農林漁業金融公庫法」の成立について

農林漁業資金融通特別会計の貸付金額増大に伴い、これを独立の政府金融機関の手に移し管理の万全を期する等の趣旨から政府においては予てより農林漁業金融公庫の設立を検討していたが、今般「農林漁業金融公庫法」が国会を通過したので愈々来る四月一日から同公庫が発足することゝなつた。

右法律の要項等は次の通りである。

### (一) 目的

農林漁業金融公庫は農林漁業者に対し農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期且つ低利の資金で農林中金その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。

### (二) 資本金

農林漁業資金融通特別会計の廃止の際における資産の価額から負債の金額を差引いた額(概ね一五五億円)と開銀から承継する見返資金特別会計の農林水産業への貸付債権額との合計額とする。

### (三) 業務

農業(畜産業及び養蚕業を含む)、林業、漁業、塩業を営む者又はこれらの者の組織する法人に対し左に掲げる資金を貸付けることを業務とし、当初予定されていた債務保証業務は行わないこととする。

- (イ) 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金
- (ロ) 造林に必要な資金
- (ハ) 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金

総務部短信 昭和二十八年分

- (ニ) 林道の改良、造成又は復旧に必要な資金
- (ホ) 漁港施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金
- (ヘ) 製塩施設の改良、造成又は復旧に必要な資金
- (ト) 農林漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金

(チ) その他農林漁業の生産力の維持増進に必要な施設の災害復旧に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

### (四) 開銀及び農林中金からの貸付金債権の承継及び譲受

公庫は特別会計の権利義務を承継する外、開銀及び農林中金から左の貸付金債権を承継又は譲受ける。

#### (イ) 開銀からの承継

(1) 見返資金の農林水産業への貸付金債権 約六〇〇百万円

(2) 復金関係の 約一〇〇〇〇

(3) 開銀プロパーの 約 五〇〇

#### (ロ) 農林中金からの譲受

昭和二十三年農林中金において実施した農林漁業に対する復興融資による

貸付金債権(残高約一〇億円)融資総額約二〇億円)

#### (ハ) 借入金

公庫は主務大臣の認可を受けて政府(資金運用部又は見返資金)から資金の借入を行うことができる外、外国の銀行その他の金融機関から外貨資金の借入をすることができぬ。

#### (ニ) 中小漁業融資保証法について

中小漁業者の漁業経営に必要な資金の融通を円滑にし、中小漁業の振興を図る目的を以て中小漁業融資保証法が公布施行(十二月二十七日)されたが本法の内容は概ね次の通りである。

(一) 漁業協同組合等の中小漁業者及び地方公共団体を会員とし、原則として県単位に漁業信用基金協会を設立する。

(二) 漁業信用基金協会の行う債務保証の対象資金は次の通りである。

- (イ) 会員である漁業協同組合がその組合員の中小漁業者に対しその漁業経営に必要な資金を貸付けるために必要な資金

六二七

(ウ) 会員である中小漁業者(組合、法人及び個人)がその漁業を經營するために必要な資金

(ハ) (イ)及び(ロ)の外、会員である水産業協同組合がその事業を行うために必要な資金

(三) 協会の会員は出資金(一口の金額五万円以上)を漁業権証券又は現金で払込む。(全国で二〇億円を予定)

(四) 協会は払込まれた出資金の一定倍数(四倍乃至五倍を予定)を限度として会員の金融機関(農中、信漁連、銀行及び政令で定めるもの)からの借入につき保証を行う。

(五) 政府は中小漁業融資保証保険特別会計を設置して協会の右保証債務の一定割合(七〇%又は五〇%)を保険する。

即ち、政府としては本法により漁業協同組合等保有の漁業権証券の中二〇億円見当のものを資金化し、これを基金として会員の借入債務を保証することにより一〇〇億円見当の新規資金が農林中金その他の金融機関から漁業者に融資されることを期待しているものである。  
【昭和二十八年一月十六日】

外国為替引当貸付の実施について

輸出貿易を促進するため、外国為替銀行の期限付輸出手形買取に伴う円資金を本行より供給することとなつたので、新たに外国為替引当貸付手続が制定され、差当り本店(営業局)、大阪、名古屋、神戸の四ヶ店で二月二日より実施されることとなつた。

右外国為替引当貸付の概要は次の通りである。

(一) 貸付方法

(1) 手形貸付の方法による。

(2) 引当外国為替手形は差当り不改變信用状に基く三ヶ月以内のアメリカ合衆国通貨又は連合王国通貨表示の期限付輸出手形(以下引当手形という)に限る。

(二) 貸付金額

貸付金額は引当手形金額を取引先の適用した買相場により換算した邦貨額の範囲内。

(三) 貸付の限度額

取引先の輸出手形買取実績(差当り特別決済勘定決済に係るものを除く)により限度額を設け、三ヶ月毎に限度額の更新を行う。

(四) 貸付の期限

引当手形の支払期日又は予定支払期日まで以内。

(五) 貸付の利息

(1) 引当手形の手形金額がアメリカ合衆国通貨表示のもの 日歩五厘

(2) 引当手形の手形金額が連合王国通貨表示のもの 日歩七厘五毛  
とし割引の方法により両入で徴収。

尚貸付が延滞となつた場合は延滞利息(日歩三銭)を徴収する。

(六) 引当及び担保

(1) 貸付に対しては貸付金額以上の引当価額のある引当手形が引当となつてい

ることを要する。  
(2) 必要に応じ引当手形を本行に裏書譲渡せしめる外、本行が適当と認める担保を差入れせしめ得ることとする。  
【昭和二十八年一月二十七日】

## 四 月

ガス用炭の弗地域よりの輸入に対する別口外国為替貸付の適用について

ガス用炭の輸入については従来スターリング地域及び特別決済勘定地域よりの輸入にのみ別口外国為替貸付の適用を認めていたが、昭和二十八年度ガス部門に対する外炭輸入割当は外貨資金繰によつてその殆どが米國炭の輸入で賄われる見込であり、旁々現在肥料工業中特に硫酸の生産者価格引下について種々対策が考慮されている折柄ガス会社が輸入炭を使用して生産するメーカー向コークスの販売価格引下によつて多少とも硫酸生産者価格の引下に資するため、今般適用地域を拡張して弗地域よりの輸入の場合にも左記要領により適用することとした。

## 記

(一) 貸付の対象

ガス用炭の輸入に伴う輸入手形等決済資金又は送金資金

(二) 貸付期間

輸入手形等到着時より五ヶ月以内の必要最短期間。但し、輸入決済資金手形制度で四ヶ月適用地域より輸入の場合は、六ヶ月以内の必要最短期間

(三) 本措置は昭和二十八年四月一日以降信用状が開設され又は送金が行われる分につき適用する。  
【昭和二十八年四月六日】

## 五 月

昭和二十八年年度購辦手形に引続き本行スタンプ手形制度の適用を認めることについて

本年度の産繭も昨年に引続き増産が予想され旁々繭価も高値を見込まれる折柄、これに伴う購辦資金量も増嵩の見込で而もそれが季節的に集中して需要される等の特殊性に鑑み、本年度においても器械生糸製造業者、蚕種製造業者及び輸出玉糸指定製造業者が購辦資金調達のため振出す手形については、現行同様の要領により引続き本行スタンプ手形制度の適用を認めることとなつた。

【昭和二十八年五月六日】

両建預金等の自粛方策について

市中金融機関の両建預金等については、かねてより大蔵省においても行過ぎのないよう度々警告を発して来たが、今般全国銀行協会連合会においては左の如き自粛方策を決定、これが周知徹底方を各地銀行協会宛通牒した。

(一) 手形貸付と同時にその貸金の一部をもつて定期預金を創設することは絶対にしないこと。

(二) 定期預金担保の手形貸付の金利を引下げること(凡そ日歩一銭九厘以下とする)。

(三) 手形の割引に対し定期預金を根抵当として差入あるときは、凡そその定期預金額に見合う部分の割引金利を引下げること(通常の約定利率より日歩二厘以上引下げを適当とする)。

(四) 歩積預金の歩積率並びに積立限度は相手方の信用度により異なることは已むを得ないが、行過ぎは絶対に戒め、且つ積立額が適当額を越えた場合は、それ以上のもは必要に応じ解放するか或は割引金利の引下の措置をとり、苟も不当のそしりを受けざるようにすること。

(四) 割増金附定期預金の発行額を実質的消化可能額に押え、過大とならざるよう留意すること。

(六) 白肅の実を挙げるため各行において自主的に各店舗の内検査を随時実行し、

行過ぎがあればこれを是正せしめること。  
【昭和二十八年五月六日】  
スターリング地域及び特別決済勘定地域よりの輸入にかかる別口外国為替貸付の金利変更について

今般英磅勘定残高及びインドネシア、アルゼンチンを除く特別決済勘定残高の減少並びに該地域の主要原料輸入価格の低落傾向等に鑑み、スターリング地域及び特別決済勘定地域よりの輸入にかかる別口外国為替貸付の金利を左の通り変更し、昭和二十八年五月二十五日より実施することとなつた。

(一) スターリング地域及び特別決済勘定地域よりの輸入にかかる別口外国為替貸付の金利は年四分(業者負担年五分以内)とする。但し、特別決済勘定地域のうちインドネシア及びアルゼンチンよりの輸入にかかる別口外国為替貸付の金利は従来通りとする。

(二) 経過措置

(イ) 昭和二十八年五月二十三日以前において既に別口外国為替貸付の貸付承認を受け、且つ確定輸入契約締結済のものについては変更前の金利を適用する。

(ロ) 昭和二十八年五月二十三日以前において既に別口外国為替貸付実行中のもの及び(イ)により同年五月二十五日以降において変更前の金利が適用されるものについては、外国為替銀行から提出を受けた外貨約束手形の最初の書替又は差換の期日において変更後の金利を適用する。

【昭和二十八年五月二十五日】

## 七 月

小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律について

現在流通を認められている一円以下の小額通貨(一円の日本銀行券を除く)は五九種類の多きに上り、その形態、素材、様式等極めて区々である許りでなく補助貨はその素材価値が呼称価値を上廻るなどの儘放置することは適当でないと考えられる一方、今日ではこれら通貨は実際取引に殆ど必要がない実情であるので、今般これら小額通貨を整理するとともに一円未満の通貨の発行を停止することとし、これに伴い現金支払の場合における支払金の端数計算の基準を定めて取引の円滑化に資することを目的とする首題の法律が七月十五日公布施行された。

その概要は次の通りである。

(一) 小額通貨の整理

(イ) 整理の対象となる小額通貨

一円以下の補助貨幣 五四種類

五十銭の小額紙幣 一シ

十銭、五銭の日本銀行券 四シ

(ロ) 通用禁止及び引換

本年末限り通用を禁止するとともに、明年一月より六月末迄に日本銀行本支店代理店及び郵便局で引換を行う。

この場合小額通貨の合計額につく端数については五十銭以上は切上げて一円とし(一人一回に限る)五十銭未満は切捨てて計算し、切上引換により日本銀行(郵便局を含む)が支払った金額と受入れた金額との差額は政府が補償するものとする。

(二) 一円未満の通貨の発行停止

政府及び日本銀行は明年一月一日以後一円未満の額面価格を有する補助貨幣、小額紙幣及び日本銀行券を発行しないこととする。

(三) 債務支払金の端数計算

明年一月一日以後債務の弁済を現金で行う場合、その支払うべき金額に一円未満の端数があるときは、五十銭未満は切捨て、五十銭以上は一円に切上げて計算する。

(四) 国庫出納金等端数計算法の改正

国庫出納金等端数計算法について円位未満の支払を行う例外規定の削除等所要の改正を加える。 【昭和二十八年七月十五日】

相互銀行法の一部改正について

相互銀行に内国為替取引を認める首題の法律は七月二十四日国会を通過成立したが、その概要は次の通りである。

(一) 相互銀行の業務として新たに「内国為替取引」を加える。

(二) 相互銀行が「内国為替取引」を営もうとするときは大蔵大臣の認可を要する。

(三) 認可を受けないで「内国為替取引」を行った相互銀行の役員又は支配人に対しては一万円以下の過料に処する。

なお、同法の成立に際し「内国為替取引をなるべく多くの相互銀行に認めるよう政府において善処されたい」旨の附帯決議がなされた。

【昭和二十八年七月二十五日】

八 月

中小企業金融公庫法の成立について

中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金で、一般の金融機関が融通困難とするものを融通することを目的とする中小企業金融公庫を設立するための中小企業金融公庫法は、七月二十七日国会を通過し八月一日公布施行されたが、その概要は次の通りである。

なお公庫は九月初旬業務開始の見込である。

(一) 資本金 一般会計からの出資一三〇億円と政府の産業投資特別会計から出資があつたものとされた金額(未定)との合計額

(二) 事務所 主たる事務所を東京都に置き、必要な地に従たる事務所を設けることができる。(当分主たる事務所のみ)

(三) 役員 総裁一人、理事四人以内、監事二人以内

(四) 中小企業者の範囲 (イ) 資本金一千万円以下の会社、従業員三百人(商業サービス業は三十人、鉱業は千人)以下の会社及び個人

(ロ) 中小企業等協同組合、農業協同組合、同連合会、水産業協同組合、森林組合、同連合会

(ハ) 従業員三百人以下の医療法人、調整組合、同連合会 但し(イ)(ロ)は政令によつて十七業種を指定の予定

(ニ) 業務の委託 公庫は主務大臣の認可を受けて金融機関に対し、その業務を委託することができる。

(ホ) 借入金 公庫は主務大臣の認可を受けて政府から借入することができる。

【昭和二十八年八月五日】

信用保証協会法の成立について

信用保証協会の制度を確立し以て中小企業金融の円滑化を図ることを目的とし

た信用保証協会は、八月七日国会を通過、同月十日公布施行されたが、その概要は次の通りである。

(一) 人格及び名称 信用保証協会は本法による特殊法人となり、その法律行為等については民法の財団法人に関する規定が準用される。

(二) 資産の総額 出資金その他の財産の最低額は政令によつて定められる。(出資金は一千万円となる見込)

(三) 業務 (イ) 中小企業者等が金融機関から資金の貸付、手形の割引又は給付を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証

(ロ) 中小企業者等の債務を金融機関が保証する場合の当該保証債務の保証

(ハ) 金融機関が中小企業金融公庫若しくは日本開発銀行の委託を受け、

又は国民金融公庫を代理して中小企業者等に貸付を行った場合、金融機関が中小企業者等の債務を保証することとなる場合における保証債務の保証

(四) 管轄 大蔵・通産両大臣であるが、権限の一部を地方公共団体の長に委任することができる。

(五) 税法上の措置 所得税、法人税、市町村民税、事業税は免除される。

【昭和二十八年八月十五日】

鉄鋼原材料並びに技術及び機械の輸入に対する別口外国為替貸付の適用金利の特例について

今般外航船舶の建造コストの引下並びに船舶の輸出促進を計る趣旨から造船用特殊規格鋼材入手価格の軽減に資するため、政府の定める造船コストの引下に關する暫定措置要綱に基きこれに参加する鉄鋼業者等を需要者とする鉄鋼原材料(鉄鉱石、強粘結炭及び屑鉄)並びに技術及び機械の輸入に対する別口外国為替貸付の金利を昭和二十八年八月十五日より昭和二十九年四月十五日まで附利される分については年二分(業者負担は年二分五厘を超えないこと)とすることと定められた。

【昭和二十八年八月二十五日】

総務部短信 昭和二十八年分

FOB等契約によつて行われる輸入にかかる運賃等についても別口外国為替貸付の適用を認めることについて

現在別口外国為替貸付の貸付金額は輸入手形決済資金及び輸入代金支払(前払を含む)のための送金資金としているため、輸入貨物の運賃又は保険料(以下「運賃等」という)は当該輸入がFOB契約等に基いてなされるときは貸付金額中に含まれずCIF契約の場合に比し金融上輸入業者にとつて不利となつてはいるが、右の不均衡を調整するため今般FOB等、運賃等が輸入貨物の代金とは別個に支払われる契約によつて行われる輸入について別口外国為替貸付の適用を承認した場合、当該輸入が現金勘定決済にかかるもので且つ運賃等の支払が当該輸入の決済通貨と同じ外貨建てなされるとき、及び特別決済勘定決済にかかるもので且つ運賃等が当該特別決済勘定を通じて決済されるときは、右運賃等についても別口外国為替貸付を認め、昭和二十八年八月十七日以降輸入貨物の代金について別口外国為替貸付の適用を承認する分より実施することとした。

右に伴い、現在本邦にある船会社又は保険会社に対する運賃等の支払は為替管理上原則として円払となつてはいるが、別口外国為替貸付の適用を受けることに決定したFOB等輸入の場合に限り通産大臣の許可を受けた上運賃等の外貨払(オープン勘定決済にかかるものを除く)が認められることになつた。なお船会社及び保険会社が右外貨払制実施により取得した外貨の濫用を防止するため、船会社及び保険会社の外貨預金保有限度を設定すると共にその使用状況を審査することとなつた。

【昭和二十八年八月二十五日】

## 九 月

高率適用手続の運用強化について

今般第三・四半期における政資の大幅撤超に対処する暫定措置として、高率適用手続の運用を次の通り強化し、十月一日より実施することとなつた。

(一) 取引先に対する第三・四半期の限度額は従来の算定方式により算出される最低歩合適用限度額及び第一次高率適用限度額の夫々四〇%(以下調整率という)相当額とすること。

(二) 本制度の弾力的運用を図るため必要ある場合は期中においても調整率を変更することがあるものとすること。

【昭和二十八年九月十五日】

中小企業金融公庫の発足について

中小企業金融公庫は本月十一日より業務を開始したが、業務の概要は次の通りである。なお公庫が開発銀行の中小企業貸付債権を承継するのは目下の処十月末が予定されている。

(一) 貸付先の範囲

中小企業者とし、政令で定める十七業種でも奢侈、遊興、娯楽等に亘るようなものを除き、又資本金一千万円以下、従業員三百人以下でも実質上大企業であるものを除く。

(二) 貸付金の使途

設備資金及び長期運転資金で、企業合理化に効果があり、且つその合理化の成果が国民経済の維持発展に寄与すると認められるもの。

(三) 利率

年一割、但し自転車産業向貸付は年七分五厘。

(四) 償還期限

一年以上五年以内とし、一年以内の据置期間を設けることができる。

(五) 貸付金額の限度

一貸付先につき、開発銀行からの承継分を含め一千万円(中小企業等協同組合、調整組合又は調整組合連合会は三千万円)以下とするが、差当り三百万円程度を旨とする。

(六) 貸付方法

差当り左の二方式の代理貸によることとする。

(1) 甲方式(貸付の決定を含む貸付に関する業務を代行)

代理金融機関の保証責任 入割

(2) 乙方式(貸付の決定を除く貸付に関する業務を代行)

代理金融機関の保証責任 三割

(七) 業務の委託先

差当り地銀、相互銀行、信用金庫(以上何れも現在の開銀の委託先)の外、興銀、商中とする。

(八) 委託手数料

実収利息に対し左の料率を乗じたものとする。

一件の貸付金額

甲方式

乙方式

三百万円以下のもの

四割五分

三割

三百万円を超えるもの

四割

二割五分

代理店に対する資金枠の配分

代理店に対する資金枠の配分は十月以降とし、九月は枠を設けない。  
なお、九月以降十二月末迄の融資見込は五〇億円、来年一月以降は毎月一五億円程度融資の計画である。

十月

手形割引市場の育成について

手形割引市場の育成措置を強化して地方銀行等余資の同市場導入を促進するため、今般短資業者(上田、山根及び東京の三社)が紡績十社振出輸入物資引取資金関係スタンプ手形を直接割引き、これを地方銀行等へ売却する扱を認め(割引歩合は、差当り短資業者買日歩二銭二厘乃至二銭一厘五毛、売日歩二銭一厘五毛乃至二銭一厘程度を目標とし、今後のコール・レートの低落に応じて順次引下げゆくよう指導する)、本行としては右に伴う短資業者の一時的資金不足尻につき短資業者に対する手形売買に伴う資金についての貸出限度額(現在各社五億円計一五億円)の範囲内において繋ぎ資金を供給し、又本件手形を買入れた地方銀行等に対しても必要に応じ当該手形担保の貸付に應ずることとし、本件手形売買の円滑化を促進することとなった。

なお右に伴い上田、山根及び東京の三短資業者に対してもスタンプ手形取扱要項によるスタンプ押捺の依頼に依り得ることとし、同取扱要項に所要の改正を実施した。  
【昭和二十八年十月五日】

輸入決済手形の取扱方について

不要不急品等の輸入金融に所要の調整を加えるため、今般輸入決済手形の取扱上適用品目を左により制限することとし、十月十五日スタンプ押捺依頼分より実施することとした。

なお右実施と併行して、輸入決済手形制度の運用に当つては、一般に当該輸入品の回転速度、輸入業者の金繰り等を勘案し、出来得る限り手形期間を短縮するよう取引先金融機関を指導することとなった。

(一) 奢侈品、不要不急品及びその他一部の完成品については、輸入決済手形制度を適用しない扱とすること。

(二) 輸入決済手形のスタンプ押捺に当つては、スタンプ押捺を依頼する融資金融機関より提出するスタンプ押捺依頼書の適宜の個所に商品名を記載せしめ、適用品目の確認に資する扱とすること。【昭和二十八年十月十五日】

輸入原綿及び原毛引取資金関係スタンプ手形の手形期間短縮並びに輸入原油及び脱脂綿用原綿引取資金関係スタンプ手形の廃止について

輸入金融に対する調整措置の一環として輸入物資引取資金関係スタンプ手形の手形期間を極力短縮し、特に製品在庫期間及び売掛期間相当期間は原則として手形期間より除くこととすると共に、緊要度の乏しいと認められるものについては右制度の適用を廃止する趣旨の下に、差当り原綿、原毛、原油及び脱脂綿用原綿関係引取資金について検討の結果、左の通り措置することに決定し、十月二十日スタンプ押捺依頼分より実施した。

(一) 輸入原綿及び原毛引取資金関係スタンプ手形の手形期間四ヶ月及び五ヶ月以内を夫々三ヶ月及び四ヶ月以内に改めること。

(二) 輸入原油及び脱脂綿用原綿引取資金に対するスタンプ手形制度の適用を廃止すること。【昭和二十八年十月二十六日】

輸出手形保険に付保された期限付輸出手形につき外国為替引当貸付制度の適用について

今般政府においては、外国為替銀行の荷為替手形の買取につき生ずる危険を担保する輸出手形保険を創設八月一日より実施したが、右輸出手形保険に付保された三ヶ月以内の期限付外貨表示輸出手形につき、左の要領により外国為替引当貸付制度の適用を認めることとし、外国為替引当貸付手続中一部を改正の上十一月一日より実施することとなつた。

なお、本件は差当り中南米諸国向輸出に伴うものに限りに適用することとし、又そのうち一覽後定期払手形については適宜輸出契約書等により手形到着後遅滞なく引受けられることが明かであると確認し得るものに限りにその対象とすることとなつた。

(一) 輸出手形保険に付保された輸出手形のうち、三ヶ月以内の期限付外貨表示手形のみを対象とし、一覽払手形及び邦貨表示手形は対象としないこと。

(二) 引当外国為替手形の確認に当つては、確認依頼人より信用状に基く輸出手形の場合に提出せしめてある信用状に代え、当該手形が輸出手形保険に付保されていることを確認するに足る書類を提出せしめ、輸出手形保険に付保された輸出手形であることを確認すること。

(三) その他の点については現行通りとすること。【昭和二十八年十月二十六日】

別口外国為替貸付の適用品目の整理及び貸付期間の短縮について

別口外国為替貸付実施の背景となつていた磅資金及び特別決済勘定にかゝる外貨債権の累積並びに磅地域及び特別決済勘定地域よりの輸入物資の割高等の事情は、既に一部の例外を除いては殆ど消滅し、一方適用対象品目の一部には在庫過剰の現象もみられるので、この際輸入貿易金融の正常化を図り、最近の金融経済情勢に対処するため現行の別口外国為替貸付の適用品目を整理し、併せて貸付期間を短縮することとし、適用品目及び貸付期間は左よりに改め十月十七日貸付承認申込分より実施した。

(一) 適用品目

(1) 技術、機械関係

基礎素材のコストを引下げるための合理化に必要な技術(註)及び機械(特に鉄鋼、電力、石炭に関するもの)の内個々に審査の上伺定したもの(註) 特許権、設計図等

(2) 原材料関係

(イ) 鉄 鉱 石

(ロ) 強粘結炭

(ハ) 屑鉄、但し磅及びオープン地域より輸入するものに限る

(ニ) インドネシアより輸入する生ゴム及びラテックス、油脂原料(コプラ、カボック種、落花生、パーム油)、ボーキサイト、錫塊、原油及び同製品、木材

(二) 貸付期間

輸入手形等到着又は送金後(送金が船積書類等到着後に行われる場合には船積書類等到着後)夫々左に掲げる期間とする。

(1) 技術及び機械

一ヶ年以内の必要最短期間

なお、すでに貸出実行中の技術及び機械関係分で、貸付期間が一ヶ年以上に亘るものと予定される分については、期間の可及的短縮を図るものとす

- (2) 鉄鉱石、強粘結炭及び屑鉄  
五ヶ月以内の必要最短期間  
但し輸入決済手形制度における四ヶ月適用地域からの輸入の場合は六ヶ月以内の必要最短期間
- (3) 生ゴム及びラテックス  
四ヶ月以内の必要最短期間
- (4) 油脂原料(コブラ、カボック種、落花生、パーム油)  
三ヶ月以内の必要最短期間
- (5) 錫 塊  
五ヶ月以内の必要最短期間
- (6) ポーキサイト  
五ヶ月以内の必要最短期間
- (7) 原油及び同製品  
三ヶ月以内の必要最短期間
- (8) 木 材  
四ヶ月以内の必要最短期間

【昭和二十八年十月二十六日】

十二月

第四・四半期における高率適用手続の運用について

第四・四半期の諸情勢に対処し、従来の金融方針を継続するため、高率適用手続を左により運用し、一月四日より実施することとなつた。

第四・四半期における取引先に対する最低歩合適用限度額及び第一次高率適用限度額は、従来の算定方式により算出される右限度額の夫々三〇%相当額とする

【昭和二十八年十二月二十五日】

明年度における農業手形制度の実施について

農家経済の現状に鑑み、農業手形制度及び本行における農業手形の取扱要項を現行の儘引続き明年度においても実施することとなつた。

但し、農家の借入を認める時期(農手の始期)に関し制度運用上の特例として、早場米地帯に準ずる関東各都県及び岐阜、長野、山梨の三県内の農家については作付品種等も勘案の上所定の借入期間(十一月)内に供米代金等によつて決済確実と認められる場合に限り一月十六日からの借入を認め得る扱とすることとなつた。なお、本制度による市中貸出金利の最高限度についても現行通り指導することとした。

【昭和二十八年十二月二十五日】

昭和二十九年分

一 月

輸入決済手形及び輸入運賃手形の割引を同手形を担保とする手形貸付に改正

現在本行総貸出金中高率適用貸出は略々その半ばに過ぎない一方、高率適用外貸出は今後輸入決済手形等の増嵩を主因に漸増する見込であり、従つて高率適用手続の運用強化のみを以てしては充分所期の効果を挙げ難い実情にあるので、これが補完措置として輸入決済手形及び輸入運賃手形の割引を同手形を担保とする手形貸付に改め、且つ本件貸付を高率適用手続の対象外とし、一月十六日以降スタンブ押捺依頼分から実施することとなつた。

但し、経過措置として昭和二十八年十二月三十一日以前に開設された信用状に基く輸入決済手形については、追つて通知する迄従来通り割引に応じ得ることとした。

本件実施に伴い在日外国銀行より手形貸付取引の開始方申出があつた場合は、輸入決済手形又は輸入運賃手形を担保とする手形貸付を認め得る扱とすることとした。

なお、本件手形については輸出前貸手形制度が準用されているので、その担保価格は手形金額の九割五分以内、貸付利子歩合は「国債、スタンブ手形及び輸出前貸手形等を担保とする貸付利子歩合」(日歩一銭七厘以上)によることとなり、又臨時金利調整法による銀行の貸出利率最高限度は日歩一銭九厘とすることとし、一件の金額百万円以下のものについても右最高限度を適用し、政策委員会の承認によつて書替継続により六ヶ月を越える貸出に対し一厘高を認める扱は行わないこととなつた。

【昭和二十九年一月十六日】